

令和2年5月1日

保護者 各位

青森県立三本木高等学校附属中学校
校長 岩川 亘 宏

一斉臨時休校後の教育活動の再開について

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、県教育委員会から4月30日付けで、5月7日からの県立学校の教育活動の再開について通知がありました。

つきましては、「児童生徒・保護者のみなさんへ」（別紙2：県教育委員会）の内容を十分留意しながら、下記のとおり教育活動を再開いたします。

保護者の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 学習について

- (1) 生徒が近距離で接触したり、向かい合って発声したりする学習活動については、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替える。
- (2) 4月の休校中における授業時数の不足は、今後の行事等の見直しにより確保する。

2 テスト等について

- (1) 第一中間テスト（5月）及び第二中間テスト（6月）は中止するが、夏休み前に臨時の定期テストを実施する予定。
- (2) 延期していた学力推移調査は5月22日に実施する予定。

3 各種検診について

4月に予定されていた各種健康診断は、5月以降に実施する予定。

4 部活動について

- (1) 5月7日～11日までは中止。
- (2) 5月12日から活動内容を縮小して再開（5月末まで17：00終了）。
- (3) 1年生は、各部の見学及び体験（16：30終了）。5月20日の部活動組織会後に正式入部（正式入部後、5月末まで17：00終了）。

5 昼食について

- (1) 当面の間、学食が休業しているため、昼食は各自で準備する。
- (2) 牛乳は、通常どおり学校で準備する。

6 バス利用等での通学について

バス利用等での通学の際は、マスクを着用し、会話を控える等、周囲に十分配慮する。

7 これまでと同様の対応について

- (1) 家庭における毎朝の検温や風邪症状等の確認などの健康観察を継続して行う。
- (2) 感染が心配で登校させたくない場合は、欠席ではなく出席停止扱いとなる。
- (3) 急な連絡については、学校HPや緊急メール等でお知らせする。

新型コロナウイルス感染症をめぐる県立学校の臨時休業及び学校再開についてご説明します。

1 臨時休業について

令和2年4月16日、政府の新型インフルエンザ等対策本部において、全都道府県が緊急事態措置の対象とされました。本県は、新型コロナウイルス感染症がまん延している状況にはないものの、児童生徒、保護者及び地域住民の不安解消を図り、適切な教育環境を整備することを目的に、学校保健安全法第20条により、県立学校について4月20日から5月6日までの間の一斉臨時休業としました。

2 学校の再開について

国の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」における新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（4月1日の提言）より

- 現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割を果たしていないと考えられている
- 直近1週間の新規感染者等の人数がその1週間前と比較して大幅に増加している『感染拡大警戒地域』において想定される対応として、その地域の学校の一斉休業も選択肢として検討すべきである

文部科学省から示されている「臨時休業の実施に関するガイドライン」より

- 地域内に感染者が判明した場合であっても、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いとされており

これらのことから、現在の本県の感染状況等を踏まえると、現段階では県立学校において臨時休業の延長を要する状況にはないと考えており、休業期間終了後の5月7日（木）から教育活動を再開することとしました。

3 学校再開に向けた学習や生活全般等について

(1) 学習等について

- ① 学校から配布されたプリントや教材の学習箇所の指示のほか、ICTを活用した学習支援アプリを利用できることや、端末のない方にはスマホの貸与を進めています。
- ② 特別支援学校については、生徒の状況に応じた受け入れを行っています。

(2) 生活全般について

- ① 不要不急の外出や大型連休中の県境を越えての移動の自粛をお願いします。
- ② 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底をお願いします。
- ③ いわゆる「三つの密」を避ける行動をお願いします。
- ④ 学校再開に備え、起床就寝時間、家庭学習、散歩や自宅内での体操等の適度な運動など、基本的な生活リズムを崩さないよう心掛けてください。
- ⑤ インターネット利用時のルールやマナーを守り、ネットトラブルなどにより被害者、加害者となることのないよう十分注意してください。
- ⑥ 休業期間中の生活や学校再開に関すること、感染症に起因する差別や偏見などについて不安や悩みがある場合は、学校、県教育委員会、「24時間子供SOSダイヤル(017-734-9188)」にご相談ください。

4 その他

なお、今後、県内において、感染者が急激に増えた場合などには、県健康福祉部と当該感染者の症状の有無等を確認しつつ、臨時休業の必要性について判断することとしており、臨時休業を延長する場合もあり得ることを申し添えます。

令和2年4月30日
青森県教育委員会